

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成十二年十二月奈良県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「第三十八条」を「第三十八条第二項」に、「第十条」を「第十条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。